

～～ 脱炭素設備の導入による脱炭素経営に取り組む中小企業を支援します ～～

応募期間

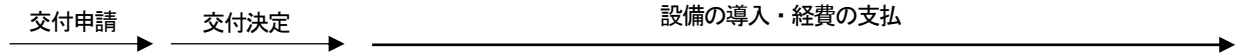
**令和8年5月11日（月）から
令和8年11月30日（月）まで**

補助の概要

| | |
|----------------------|---|
| <p>補助対象者</p> | <p>■ 本市に事業所等を有する、中小企業基本法で定める中小企業者</p> <p>※1 「日立市脱炭素経営支援システム」を登録（申請）していること</p> <p>※2 市税に未納のある方、暴力団関係者及びみなし大企業は対象外</p> <p>※3 みなし大企業の定義は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者 ・ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者 |
| <p>補助対象事業</p> | <p>■ 「日立市脱炭素経営支援システム」のCO₂排出量削減に向けたロードマップ、省エネ診断等（※1）で助言・提案等を受けた、設備の導入・更新及び運用改善に係る事業。</p> <p>※1 「省エネ診断等」とは、一般社団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断、省エネお助け隊が実施する省エネ診断のほか、これらに準ずるエネルギー管理士が実施するエネルギー使用量やCO₂排出量の削減に向けた改善提案を目的とした診断等のこと</p> <p>※2 年間1t-CO₂以上の削減効果が見込まれること。</p> |
| <p>補助対象経費</p> | <p>■ 設備購入費</p> <p>■ 設備賃借料</p> <p>■ 工事費</p> <p>■ 運搬費</p> <p>※ 「日立市脱炭素経営支援システム」のCO₂排出量削減に向けたロードマップに基づき、導入する設備または省エネ診断等で助言・提案等を受けた設備に係る経費のみ対象となります。</p> <p>※ 日立市内の本社又は営業所等において実施する取組が対象となります。</p> <p>■ 対象となる取組例</p> <p>(1) 省エネ型設備への更新費用 照明のLED化、高効率変圧器への更新、高効率空調機への更新など</p> <p>(2) 既存設備の運用改善費用 省エネ型自販機への入替、窓面への日射対策、空気配管の漏れ防止工事、生産設備のインバーター化、デマンド監視装置の導入など ※エアコンフィルターなどの消耗品は対象外となります。</p> |
| <p>補助対象期間</p> | <p>交付決定を受けた日から令和9年2月28日まで</p> |
| <p>補助率</p> | <p>補助対象経費の3分の1以内</p> |
| <p>補助金限度額</p> | <p>1件あたり100万円まで（千円未満切り捨て）</p> <p>※ 同一年度内におけるご申請は1事業者当たり1回までです。</p> |

対象となる期間及び経費

| | | |
|-----------------|------------------|-----------------|
| 令和8年 5月／募集開始 | 令和8年 11月／募集締切 | 令和9年 2月／報告締切 |
|-----------------|------------------|-----------------|



補助事業の流れ



申請に必要な書類

- 交付申請書
 - 事業計画書
 - 「日立市脱炭素経営支援システム」のCO₂排出量削減に向けたロードマップまたは省エネ診断等を受けた助言・提案の内容が確認できる書類（省エネ診断の報告書等）
 - 補助事業に要する金額及び内容に係る証拠書類（見積書等）
- ※ この他にも補助事業の内容等を確認するために、追加の資料のご提供をお願いする場合があります。

申請に関する留意事項

- 1 申請時点で、ロードマップ策定または省エネ診断等を受診している事業者が対象となります。
- 2 国、県及び支援機関等が補助する他の制度（助成金、補助金、委託費等）の対象経費との重複はできません。
- 3 補助対象要件を確認するため、本事業担当職員が申請者の市税の滞納状況を閲覧及び確認いたします。
- 4 本市の産業振興施策の効果検証及び分析等のため、申請内容を利用することがあります。
- 5 補助事業の実績等を確認するため、事業完了後のフォローアップ調査等を依頼する場合があります。
- 6 中小企業の定義の詳細につきましては、以下の中小企業庁HPからご確認ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

経費に関する留意事項

事業期間完了後に支払った経費は対象外となります。（設備賃借料等で事業完了後、翌月払いとなる経費も対象外となります。）

報告に必要な書類

- 実績報告書
- 事業報告書
- 取得財産等明細表
- 補助事業に要した金額及び内容に係る証拠書類（領収書等）

※ この他にも補助事業の内容等を確認するために、追加の資料のご提供をお願いする場合があります。

お問い合わせ及び申請書提出先

日立市 産業経済部 商工振興課 工業振興係

〒317-8601 日立市助川町 1-1-1

電話：0294-22-3111（内線 775、487）

Eメール：shoko2@city.hitachi.lg.jp